学校における交流及び共同学習の推進について(素案) ~「心のバリアフリー」の実現に向けて~

平成 年 月 日 心のバリアフリー学習推進会議

はじめに

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。

当該改正等を踏まえ、平成 20 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領、平成 21 年 3 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部、高等部の特別支援学校学習指導要領等において、障害のある幼児の重生徒(以下「児童生徒等」という。)と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習の実施が位置付けられた。

また、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において取りまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」において、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要であると指摘された。

文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」等により、交流及び共同学習の全国的な推進と普及に取り組んでいる。また、平成 29 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領及び同年 4 月に公示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の特別支援学校学習指導要領において、引き続き、交流及び共同学習の充実を図るよう規定したところであり、今後改訂予定の高等学校及び特別支援学校高等部の学習指導要領においても、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申に基づき、同様に規定する予定となっている。

平成 29 年 2 月には、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として取りまとめられた。

本計画において、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとされた。

これを踏まえ、本会議が設置され、学校における「心のバリアフリー」教育を推進するため、交流及び共同学習の推進や関係者によるネットワーク形成に関する方策について、平成29年7月から5回(予定)にわたり検討を行い、本報告を取りまとめた。今後、文部科学省及び各教育委員会また厚生労働省及び各自治体福祉部局等において、本報告を踏まえ、一層の取組の充実が図られることを期待する。

1. 交流及び共同学習の推進

- (1) 交流及び共同学習に関する基本的な考え方
 - 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校(以下「小・中学校等」という。)並びに特別支援学校が行う、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。
 - このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒等にとっては、地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となるとともに、障害のない児童生徒等にとっては、障害のある人に自然に手助けをしたり、障害のある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする意識の醸成につながるなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に資するものである。

(関係者の共通理解)

- 交流及び共同学習を行うに当たっては、学校、児童生徒等、保護者、教育委員会や福祉部局等の関係者が、取組の意義・目的等について、十分に理解することが重要である。
- 交流及び共同学習については、各学校において様々な取組が進められているが、取組に対する教職員の意識の差も見られる。児童生徒等の意識を変えるためには、まずは教職員の意識が変わることが必要と考える。また、教職員の中には、取組の重要性は理解していても、どのように取り組めばよいのか分からないという者もいる。個々の教職員の取組に任せるのではなく、学校全体で取組の意義や目的、内容等を共有した上で交流及び共同学習に取り組むことが重要であり、継続的に取り組むことで、教職員全体の意識の向上につながると考えられる。
- また、児童生徒等に対しては、十分な事前学習と事後学習により、取組のね

らいと成果や課題等を明確にするとともに、保護者に対しても丁寧な説明や情報提供を行っていくことが重要である。

(各学校段階における考え方)

- 「心のバリアフリー」を実現するためには、幼児期からの経験の積み重ねが 重要であると考える。幼稚園や保育所等の段階から障害のある幼児と障害のな い児童生徒等が交流する機会を設けるとともに、小学校教育の段階においては、 全ての児童が継続した交流及び共同学習を経験することで、障害や障害のある 人への理解、いわゆる障害者理解の基礎が培われると考える。
- なお、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部と学校段階が上がるにつれて、部活動や進路指導等による学校の多忙化に加え、参加する生徒においても初対面の相手に対する気恥ずかしさなどの心身の成長に伴う意識の変化が見られることなどにより、意欲的に取り組む生徒が減少する状況も見られる。中学校・高等学校段階においても、生徒の発達段階に考慮しつつ、継続して取り組むことが重要である。

(2)現状と取組の方向性

○ 文部科学省の交流及び共同学習に関する調査¹によると、平成 28 年度に特別 支援学校と学校間交流を行った小学校は 16%、中学校は 18%、高等学校は 26%となっている。また、居住地校交流²を行った小学校は 37%、中学校は 23%、高等学校は 4%となっている。

実施していない理由は、小・中学校では「近隣に交流できる特別支援学校がない/地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒がいない」との回答が多いが、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答が増加している。

○ また、同調査結果では、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を行った小学校は81%、中学校は80%³となっており、特別支援学級が設置されている学校のほとんどにおいて交流及び共同学習を実施している状況が見られる。

(取組に当たっての充実方策)

① 現在各学校で行われている交流及び共同学習においては、教育課程の連続性

^{1 「}障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果」(平 28 年度実績)(文部科学省)

² 小学校、中学校、高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

³ 本調査結果の母数には、特別支援学級が設置されていない小学校 (17%)、 中学校 (17%) が含まれている。

や学校生活との関連性に欠け、単発の交流機会にとどまってしまっている場合や、障害について形式的に教える程度にとどまっている場合も多く見られる。

- また、交流及び共同学習を、いわゆる通常の授業ではなく、スポーツや芸術文化活動を通じたイベントのような形で行うことは、これまで交流及び共同学習に積極的に関わっていなかった児童生徒等や保護者などに対して、交流及び共同学習への関心を高める効果があると考えられる。一方で、準備や実施に多くの時間や費用がかかることから、このような活動のみでは継続して取り組んでいくことは難しい面がある。
- 交流及び共同学習を継続して取り組んでいくためには、各学校が、交流及び 共同学習によって児童生徒等のどのような資質・能力を育成するのかを明確に した上で、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが重要であり、教育課 程を編成する際に、各教科等において効果的に交流及び共同学習の機会を設け る必要がある。交流及び共同学習は、スポーツや芸術文化活動などのイベント のような形でなくとも、道徳、総合的な学習の時間、特別活動や各教科など、 様々な授業を活用して行うことができる。
- 特別支援学校と小・中学校等が学校間で連携し、交流及び共同学習を行う際、 両校の教育課程の調整に時間を要し、取組が予定どおり進まないとの声もある。 取組を開始する際には、このような状況も起こり得るが、両校が十分に相談の 上、柔軟に教育課程を設定し、年間指導計画の中に位置付けて、毎年取り組ん でいくことで、そのような調整の時間は次第に減少し、継続的な取組として根 付いていくと考えられる。
- 交流及び共同学習を、その場限りの活動だけで終わらせないためには、児童生徒等に対する十分な事前学習と事後学習を行うことが重要である。事前に、児童生徒等がお互いについて学び、知るとともに、取組のねらいを明確にしておくことで、児童生徒等が主体的に取り組む充実した交流及び共同学習にすることができると考えられる。
- 活動を実施した後には、事後学習も重要になる。単に参加できたかどうか、楽しかったかどうか等にとどまらず、児童生徒等の意識や態度にどのような変化があったのか、ねらいは達成できたのかなど、交流及び共同学習によってどのような成果が得られたのかをしっかりと評価することが重要である。また、活動が終われば指導も終わりではなく、日常の学校生活においても、児童生徒等に対して障害者理解に係る丁寧な指導を継続していくことが重要である。

(推進体制の構築)

- 前述のとおり、教職員の間では、交流及び共同学習に対する意識や取組状況 に差があることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的かつ組織的に取り組んで行くことが必要である。
- そのため、校内において研修会や実施報告会を行い、交流及び共同学習を実施していない教職員も含めて、取組を共有することが重要である。また、交流及び共同学習を進めていくための手続等をまとめていくことで、活動を計画・実施する教職員の負担の軽減が図られるとともに、人事異動等があっても組織として引き継いでいくことができる。
- また、学校間の連携を円滑に行うため、学校間のやりとりを補助する外部人材を活用することも考えられる。例えば、居住地校交流については、地域の民生委員・児童委員が学校と保護者の間の連絡をつないだ事例もあり、このように福祉部局と連携することで円滑に取組が進む場合がある。
- 前述の文部科学省の調査によると、小・中学校等において、学校間交流や居住地校交流の調整を行うのは、「学級担任」又は「特別支援教育コーディネーター」との回答が多く、「教育委員会の担当者」と回答した学校は1~2%に過ぎない。

学校によって交流及び共同学習の取組状況は異なるとともに、新たに取組を進める場合は特に、開始するまでの調整等の負担が大きい。また、両校の設置者が異なる場合もある。これらのような場合などには、学校間の調整に当たり、教育委員会が積極的に指導や助言等を行い、必要に応じ、学校と協力して調整を直接行うことが望ましい。

- さらに、教育委員会においては、モデル事業を行っている学校など先進的な学校の取組を、域内の学校に普及するなどにより、各学校において、充実した取組が行われるよう、継続的に指導や情報共有を行っていくことが重要である。
- 一部の地域においては、居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置き、居住地域との結びつきを強める仕組みを設けており、このような取組は、居住地校交流を推進する上で重要な意義がある。教育委員会においては、このような仕組みも活用し、交流及び共同学習をさらに推進していくことも考えられる。

2. 障害のある人との交流の推進

- (1) 障害のある人との交流に関する基本的な考え方
 - 小・中学校等が行う障害のある人との交流は、交流及び共同学習と同様の意義を有するほか、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学ぶ機会になる。
 - 特に、近隣に特別支援学校がないなどにより、特別支援学校等との交流及び 共同学習を行うことが難しい場合は、このような障害のある人との交流が、児 童生徒等にとって「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味を持つ。

(2) 現状と取組の方向性

○ 文部科学省の交流及び共同学習に関する調査によると、平成 28 年度に障害 のある人との交流活動を行った小学校は 40%、中学校は 29%、高等学校は 21% となっている。

実施していない理由は、「近隣に交流できる障害のある人がいるという情報がない」との回答が多く、学校段階が進むにつれて「教科等の時数を確保することを優先している」との回答も増加している。

- 取組としては、地域の障害者支援施設等に訪問し、施設の役割や事業の内容を学び、施設利用者との交流や介護体験等を行う事例もある。また、障害のあるアスリートや芸術家等との交流会を学校で開催し、講演や体験活動などを行う事例もあり、このような経験をした児童生徒等の中には、障害に対する意識が変わった者や、将来の進路として、関連施設への就職といった福祉の仕事を志望する者もいるなど、児童生徒等に与える影響は大きい。
- 学校においてこのような取組を行いたいと考えていても、地域のどの施設等に連絡をすればいいのか分からない場合もあり、教育委員会において福祉部局等と連携し、このような取組を行うことができる団体・施設の連絡先を整理して各学校に共有することが有効であると考えられる。
- また、厚生労働省では、共生社会の実現に向け、学校や地域住民に対する障害者理解を深めるための研修・啓発等、心のバリアフリーを普及するための市町村等の取組を促進しており、それらの取組と学校又は教育委員会との連携も有効であると考えられる。

3. ネットワーク形成の促進

- 学校において、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うにあたり、 教育委員会、福祉部局、障害のある人やその支援等に関わる社会福祉事業を実 践している社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO 法人や障害者スポーツ団体な どとのネットワークを形成することが重要である。
- そのためには、関係者が「心のバリアフリー」の理解を深め、市町村レベルで教育と福祉の連携を具体的に進めるための体制づくりが重要である。
- このようなネットワークは、交流及び共同学習だけではなく、障害がある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要であることから、教育委員会が中心となって、福祉部局をはじめとする関係者と連携してネットワークを形成するとともに、各学校が継続的に参加していくことが望ましい。

4. 今後の推進方策

- 文部科学省においては、平成 27 年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」において、教育委員会が主体となり、学校において、交流及び共同学習の機会を設け、各教科等のほか、スポーツ、芸術文化活動等を教育課程に位置付け、障害者理解の一層の推進を図ることとしている。教育委員会においては、事業を行っている学校だけの取組とならないよう、また、国による予算面での支援がある期間だけの取組にならないよう、域内の全ての学校が、教育課程に位置付けられた趣旨を理解し、単発的でなく継続的に実施できるように取組を推進していくことが必要である。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「心のバリアフリー」を普及する大きな契機の一つと捉え、国においては、2020年に向けて本事業の取組の充実を図り、全国に取組を普及していくべきである。
- また、交流及び共同学習を推進するに当たり、これまであまり実施したことがない教職員も取り組みやすいようなガイドラインが必要である。文部科学省において作成し、文部科学省のホームページ等で公開している「交流及び共同学習ガイド」については、作成から時間も経っており、学校現場への普及状況も改善が必要と考えられることから、平成30年度中に、掲載事例を更新するなど、学校が活用しやすいものに改訂し、再度考え方や進め方の周知を図るべきである。
- さらに、交流及び共同学習に関する情報提供を進めるため、独立行政法人国

立特別支援教育総合研究所が運用しているデータベースにおいて交流及び共同学習の実践事例を充実させ、教職員等が活用しやすいものとしていくことも有効と考える。

- 国や教育委員会においては、教職員の交流及び共同学習に対する意識をより 一層向上させるため、様々な研修の機会において、交流及び共同学習を計画的 に取り上げることが望ましい。また、研修の場などを活用して、特別支援学校 と小・中学校等の教職員が交流し、相互に理解を深めるようにすることが重要 である。
- 障害のある人との交流に当たっては、教育委員会において、福祉部局等との 連携により、各学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理して 共有するなど、各学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進すべきである。